

「かながわママコーラス マミムジカ」規約

(基本理念)

私たちが住んでいる神奈川県は、市民活動も活発で子育て支援の充実した街になってきているが、少子化や核家族化など社会的背景の変化に伴い、子育てに関して身近に相談できる環境がないために、悩みを抱えている親も少なくない。

そこで、子育て中でも親子で合唱に親しみ、子育てを楽しむ仲間作りの場を提供することを目的とし、さらに、ボランティア演奏等で地域貢献できないかと考え、合唱団を結成した。

(名称)

第1条 本会の名称は「かながわママコーラス マミムジカ（以下、本団体とする。）」と称する。

(目的)

第2条 本団体は、神奈川県の子育て中の親子が合唱を通して相互の交流をはかり、ボランティア演奏等の地域貢献をすることを目的とする。

(活動)

第3条 本団体は次にあげる事項を行うものとする。

- (1) ボランティア演奏に関する事
- (2) 月に3回程度の自主練習、月に1回程度指導者を招いての活動
- (3) 主催する演奏会に関する事

(会員)

第4条 本団体の会員は原則として神奈川県内に在住、在職するもので、本団体の基本理念および目的に賛同して入会した個人および団体とする。

(役員)

第5条 本団体には、次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 会計 1人
 1. 代表は本団体の全体を取りまとめる。
 2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時又は欠けた時は、その任を代行する。
 3. 会計は本団体の会計を担当し、適正な執行に務める。

(任期)

第6条 役員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(再任)

第7条 役員の任期は、再任できるものとする。

(会議)

第8条 本団体の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員の役員会とする。ただし、役員会が総会を開く必要があると認めた場合、臨時で開くことができる。

(定足数)

第9条 本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。ただし、委任状提出された場合は出席とみなす。（総会付議事項）

第10条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

1. 活動計画および予算決定に関する事項
2. 活動報告および決算報告に関する事項
3. その他運営に関する重要な事項

(変更)

第11条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。
(所在地)

第12条 本会の所在地は、代表者の住所とする。
(設立日)

第13条 本会の設立日は平成28年12月12日とする。

資金に関する規則
(準則)

第1条

本団体の資金（会費、寄付金、その他の収入）に関する取扱いは、この規則の定めるところとする。

1、令和5年4月1日現在、定期的に決まった額の会費は収集しないものとする。ただし、活動内容や頻度によって臨機応変に変えるものとする。

2、イベント等の開催経費は、必要時に臨時徴収することができる

第2条

本団体の資金は、参加人数に関わらず、全ての活動に使用することができる。

附則 この規約は令和5年4月13日から施行する。

平成31年3月27日規約第3条、第4条、準則第1条を改正。第12条、第13条を追加。

令和元年10月22日規約第8条、準則第1条を改正。第14条、第15条、第16条を追加

令和3年3月6日規約第9条を改正。準則第3条を追加

令和5年4月13日規約第4条を改正。準則第1条、第2条を改正。